

ケースB-2

失業等給付の収支試算（ケースBベース）
（国庫負担が現行（13.75%）のまま推移するケース）

（単位：億円）

	20年度 （実績）	21年度 （補正後予算）	22年度 （試算）	23年度 （試算）	24年度 （試算）	25年度 （試算）	26年度 （試算）
収入	22,896	16,665	24,396	29,978	28,805	27,686	26,618
支出	15,907	24,618	33,159	34,095	34,095	34,095	34,095
差引剰余	6,989	▲ 7,952	▲ 8,763	▲ 4,117	▲ 5,290	▲ 6,409	▲ 7,477
積立金残高	55,821	47,868	39,106	34,988	29,698	23,289	15,812
弾力倍率	4.70倍	1.83倍	1.07倍	1.05倍	0.85倍	0.61倍	0.34倍

	20年度 （実績）	21年度 （補正後予算）	22年度 （試算）	23年度 （試算）	24年度 （試算）	25年度 （試算）	26年度 （試算）
保険料率	1.2%	0.8%	1.2%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%

（注1）収入は、20年度は決算見込額、21年度は補正後予算額、22年度は概算要求ベース、23年度以降は1000分の1当たり保険料（22'要求ベース）×保険料率を主として算出しており、支出は20年度は決算見込額、21年度は補正後予算額、22年度以降は概算要求ベースに支出が3千億円増加すると仮定して計上している。

（注2）保険料率は22年度は1.2%、23年度以降は法定料率に戻ると仮定して計算している。また、1000分の1当たり保険料は、22年度以降▲4.6%（過去10カ年最低値）ずつ減少すると仮定して計算している。

ケースC

失業等給付の収支試算

(支出が22年度概算要求見直し額から極端に悪化 (約6千億円増) して推移するケース)

(単位：億円)

	20年度 (実績)	21年度 (補正後予算)	22年度 (試算)	23年度 (試算)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)
収入	22,896	16,665	27,996	33,683	32,510	31,391	30,324
支出	15,907	24,618	36,159	37,095	37,095	37,095	37,095
差引剰余	6,989	▲ 7,952	▲ 8,163	▲ 3,412	▲ 4,585	▲ 5,704	▲ 6,772
積立金残高	55,821	47,868	39,706	36,294	31,709	26,005	19,233
弾力倍率	4.70倍	1.83倍	1.01倍	1.02倍	0.85倍	0.66倍	0.43倍

	20年度 (実績)	21年度 (補正後予算)	22年度 (試算)	23年度 (試算)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)
保険料率	1.2%	0.8%	1.2%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%

(注1) 収入は、20年度は決算見込額、21年度は補正後予算額、22年度は概算要求ベース、23年度以降は1000分の1当たり保険料 (22' 要求ベース) × 保険料率を主として算出しており、支出は20年度は決算見込額、21年度は補正後予算額、22年度以降は概算要求ベースに支出が6千億円増加すると仮定して計上している。

(注2) 保険料率は22年度は1.2%、23年度以降は法定料率に戻ると仮定して計算している。また、1000分の1当たり保険料は、22年度以降▲4.6% (過去10カ年最低値) ずつ減少すると仮定して計算している。

ケースC-2

失業等給付の収支試算（ケースCベース）
 （国庫負担が現行（13.75%）のまま推移するケース）

（単位：億円）

	20年度 （実績）	21年度 （補正後予算）	22年度 （試算）	23年度 （試算）	24年度 （試算）	25年度 （試算）	26年度 （試算）
収入	22,896	16,665	24,809	30,390	29,217	28,098	27,031
支出	15,907	24,618	36,159	37,095	37,095	37,095	37,095
差引剰余	6,989	▲7,952	▲11,350	▲6,705	▲7,878	▲8,997	▲10,064
積立金残高	55,821	47,868	36,518	29,813	21,936	12,939	2,874
弾力倍率	4.70倍	1.83倍	0.82倍	0.74倍	0.47倍	0.18倍	▲0.15倍

	20年度 （実績）	21年度 （補正後予算）	22年度 （試算）	23年度 （試算）	24年度 （試算）	25年度 （試算）	26年度 （試算）
保険料率	1.2%	0.8%	1.2%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%

（注1） 収入は、20年度は決算見込額、21年度は補正後予算額、22年度は概算要求ベース、23年度以降は1000分の1当たり保険料（22'要求ベース）×保険料率を主として算出しており、支出は20年度は決算見込額、21年度は補正後予算額、22年度以降は概算要求ベースに支出が6千億円増加すると仮定して計上している。

（注2） 保険料率は22年度は1.2%、23年度以降は法定料率に戻ると仮定して計算している。また、1000分の1当たり保険料は、22年度以降▲4.6%（過去10カ年最低値）ずつ減少すると仮定して計算している。

22'概算要求

雇用保険二事業の収支試算

(22年度概算要求ベース)

(単位：億円)

	20年度 (実績)	21年度 (補正後予算)	22年度 (要求)	23年度 (試算)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)
収入	5,230	5,203	5,234	5,812	5,550	5,300	5,061
支出	5,649	11,911	7,640	5,649	5,649	5,649	5,649
差引剰余	▲ 419	▲ 6,708	▲ 2,406	163	▲ 99	▲ 349	▲ 588
安定資金残高	10,260	3,552	1,146	1,309	1,210	860	273
弾力倍率	1.66倍	▲0.56倍	▲0.23倍	0.21倍	0.18倍	0.08倍	▲0.09倍

	20年度 (実績)	21年度 (補正後予算)	22年度 (要求)	23年度 (試算)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)
保険料率	0.30%	0.30%	0.30%	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%

(注1) 収入は、20年度は決算額、21年度は補正後予算額、22年度は概算要求額、23年度以降は1000分の1当たり保険料(22'要求ベース)×保険料率を主として算出しており、支出は20年度は決算額、21年度は補正後予算額、22年度は概算要求額、23年度以降は20年度実績額で固定して計上している。

(注2) 保険料率は23年度以降、法定料率0.35%に戻ると仮定して計算している。また、1000分の1当たり保険料は、23年度以降▲4.6%(過去10カ年最低値)ずつ減少すると仮定して計算している。

失業等給付に係る国庫負担の考え方について

基本的考え方

雇用保険の保険事故である失業については、政府の経済政策、雇用政策と関係が深く、政府もその責任を担うべきであることから、単に労使双方のみの拠出に委ねることなく、国庫も失業等給付に要する費用の一部を負担することが必要

求職者給付

費用の1/4を負担

- ・基本手当
- ・特例一時金

費用の1/3を負担

- ・日雇労働求職者給付
- ※比較的所得者を対象とし、保険収支が不安定であること等による。

国庫負担なし

- ・高年齢求職者給付
- ※65歳以上の者には年金が支給されること等を踏まえ、国庫負担は廃止された(平成10年)。

雇用継続給付

費用の1/8を負担

- ・育児休業給付
- ・介護休業給付

※雇用継続給付の保険事故は、「失業」に準じた状態であり、これを放置すれば失業に結びつく可能性のあるものであるが、完全な失業状態にはなく、求職者給付に比べて国の責任の度合は相対的に低いため、その1/2の国庫負担率となっている。

国庫負担なし

- ・高年齢雇用継続給付
- ※改正高年齢者雇用安定法に鑑み、国庫負担を行う本来の趣旨が薄れたことを踏まえ、国庫負担は廃止された(平成19年)。

就職促進給付

国庫負担なし

※失業中の生活保障等を目的として支給する求職者給付等と異なり、受給者の再就職の促進のために給付するものであるため。

教育訓練給付

国庫負担なし

※失業中の生活保障等を目的として支給する求職者給付等と異なり、労働者の主体的な職業能力開発の取組を支援するものであるため。

※ 当分の間、国庫負担を本来の負担額の55%に引き下げ(平成19年～)

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）の概要

行政改革推進法に対応し、雇用保険制度の安定的な運営を確保し、直面する諸課題に対応するため、所要の法改正を行う。

1 行革推進法に沿った見直し

(1) 失業等給付に係る国庫負担の在り方の見直し

- 高年齢雇用継続給付に係る国庫負担を廃止し、当分の間、国庫負担を本来の負担額の55%に引き下げ(25% → 13.75%)

(2) 保険料率の見直し

- 失業等給付の弾力料率を±0.2%から±0.4%に拡大 ※ 平成19年度からの料率 1.6%→1.2%
- 雇用安定事業等の弾力条項の連続発動期間の制限(2年間)を撤廃 ※ 平成19年度からの料率 0.35%→0.30%

(3) 雇用保険三事業及び労働福祉事業の見直し

- 雇用保険三事業のうち、雇用福祉事業を廃止 ○ 労災保険の労働福祉事業のうち、労働条件確保事業を廃止、事業名を変更

(4) 船員保険制度の統合等

- 船員保険制度のうち労災保険及び雇用保険に相当する部分をそれぞれの制度に統合し、それ以外の部分を全国健康保険協会に移管

2 直面する課題への対応

(1) 被保険者資格及び受給資格要件の一本化

- 短時間労働被保険者(週所定労働時間20～30時間)の被保険者区分をなくし、被保険者資格と受給資格要件を一般被保険者として一本化(短時間労働被保険者以外の一般被保険者6月・短時間労働被保険者12月→被保険者期間12月(解雇、倒産等の場合6月))

(2) 育児休業給付制度の拡充等

- 休業前賃金の40%(休業期間中30%・職場復帰6か月後に10%) → 暫定的に50%(休業期間中30%・職場復帰6か月後に20%)
- 基本手当の算定基礎期間との調整

(3) 教育訓練給付及び雇用安定事業等の対象範囲の見直し

- 教育訓練給付の受給要件を当分の間初回のみ緩和(3年→1年) ○ 雇用安定事業等の対象に「被保険者になろうとする者」を明確化

(4) その他

- 特例一時金の給付水準を基本手当日額50日分から30日分(当分の間40日分)に適正化
- 教育訓練事業者に対する不正受給事案に加担した場合の連帯返還・納付命令、報告義務の付与

施行日：公布日(平成19年4月23日)(保険料の引き下げは平成19年4月1日から適用し、平成19年度の労働保険年度更新手続の申告、納付期限は、6月11日までに延長。

2のうち失業等給付の見直しについては、同年10月1日、1の(4)は平成22年4月1日(注)等)

(注)日本年金機構法(平成19年法律第109号)において、日本年金機構法の施行の日(平成22年4月1日までの間において政令で定める日)に改正された。

○ 行政改革の重要方針(抄)

平成17年12月24日
閣議決定

3 特別会計改革

④ 労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険3事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。また、失業給付事業における国庫負担の在り方については、廃止を含め検討するものとする。

○ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)(抄)

(労働保険特別会計に係る見直し)

第二十三条 労働保険特別会計において経理される事業は、労災保険法の規定による保険給付に係る事業及び雇用保険法の規定による失業等給付に係る事業に限ることを基本とし、労災保険法の規定による労働福祉事業並びに雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする。

2 雇用保険法第六十六条の規定による国庫負担(失業等給付に係るものに限る。)の在り方については、廃止を含めて検討するものとする。

○ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(抄)

平成18年7月7日
閣議決定

別紙

社会保障

<雇用>

- ・ 失業等給付の国庫負担の在り方については、「廃止を含めて検討する」という「行政改革推進法」の趣旨を踏まえ、かつ、昨今の雇用保険財政の状況(積立金2.5兆円)にかんがみ、2007年度において、廃止を含む見直しを行う。

諸外国の失業保険制度

	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ
法律	求職者給付法(1995年)	社会法典第3編(SGB III)「雇用促進」(Arbeitsförderderung)	2009年4月1日発効の労働協約	社会保障法(1935年) 連邦失業税法(1939年) 各州失業保険法
適用範囲	原則として18歳以上。年金受給年齢(男性65歳、女性60歳)未満のイギリス居住者	週15時間以上の労働に従事する65歳未満の者	民間の賃金労働者	暦年の各四半期における賃金支払総額が1,500ドル以上、又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主の雇用者
受給要件	① 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと ② 常時40時間以上の就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること ③ 過去2年間のうち1年間、保険料を納付していること	① 職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週15時間未満であること ② 求職活動を行い、職業紹介に応じうる状態であること ③ 離職前2年間に於いて通算12か月以上保険料を納付していること ④ 65歳未満であること	① 正当な理由がなく自己都合退職(辞職)した者ではないこと ② 就労活動に必要な身体能力があること ③ 50歳未満は離職前28か月間、50歳以上は離職前36か月間に4か月以上就労していたこと ④ 原則として、60歳未満であること	州毎に異なるが、主な要件は以下の通り。 ① 懲戒解雇者や自発的離職者(セクハラ、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居の理由の場合を除く)ではないこと ② 求職や再就職の能力及び意思があること ③ 離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること
給付額	・ 18歳未満: 週35.65ポンド ・ 18～24歳: 週46.85ポンド ・ 18～24歳: 週46.85ポンド ・ 25歳以上: 週59.15ポンド	従前の手取り賃金(法律上の控除額を差し引いた前職の賃金)の67%(扶養する子がない者は60%)。	給付額(日額)は離職前の賃金(月額)及び勤務形態(フルタイム、パートタイム等)に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、下記のいずれかとなる。 ・ 1066ユーロ(月額)以下: 離職前の賃金の75%(日額) ・ 1066～1168ユーロ(月額): 26.66ユーロの定額(日額) ・ 1168～1928ユーロ(月額): 離職前の賃金の57.4%(日額)	州毎に異なるが、概ね平均週給の5割程度。 ※ 2009年末まで週当たり25ドルの一律増額を実施。
給付期間	最長182日(26週)	50歳未満: 6～12か月 50歳以上55歳未満: 6～15か月 55歳以上58歳未満: 6～18か月 58歳以上: 6～24か月 ※ 給付期間の長短は被保険者期間の長さに応じる。 ※ 就労時間が週15時間未満で雇用されている場合は2009年から1年間の時限措置で支給期間を18か月に拡大。	給付日数: 加入期間と同期間 (50歳未満は最長24か月。50歳以上は最長36か月。)	州毎に異なるが、概ね最長26週 ※ 現在、2009年末まで連邦政府による経済対策の一環として給付延長が行われており、延長に必要な連邦政府補助の受け入れ判断をした州では46週(失業率が6%を超える州は59週)まで受給可。
財源	<保険料> 労使の負担する保険料 ※ イギリスでは失業保険や年金等を含む単一の社会保険制度である国民保険制度による。 <国庫負担> 原則なし ※ ただし、給付財源が不足する場合には、給付に要する費用の17%まで国庫補助ができる。	<保険料(2009年)> 賃金の3.0%(労使折半) ※ ただし、2009年1月から2010年6月までの18か月間は時限措置として2.8%に引下げ。 <国庫負担> 支出が収入及び積立金で賄えないときに限り、不足分を連邦政府が全額負担。	<拠出金> 加入時に事業主が拠出。 <保険料(2009年)> 保険料率は総賃金の6.4% (被用者: 2.4% 事業主: 4.0%)	<保険料(2009年)> 事業主が負担する州失業税(通常の失業給付費)及び連邦失業税(給付延長措置に係る費用の連邦政府負担分等)。3つの州を除き、被用者負担はない。 州失業税: 全米平均で約0.66% 連邦失業税: 0.8%(事業主から徴収されるのは年間支払賃金額の6.2%であるが、一定の条件を満たす場合は5.4ポイント分の控除がある)

資料出所: データブック国際労働比較2009、海外情勢報告2007～2008、雇用保険課調べ

平成22年度予算概算要求について (厚生労働省)

<一般会計>

平成22年度概算要求	288,894億円
平成22年度概算要求額(8月要求額)	264,133億円
対8月要求増減額	24,761億円
平成21年度予算額	251,568億円
対前年度増減額	37,325億円

<特別会計>

平成22年度概算要求額	814,139億円
平成22年度概算要求額(8月要求額)	817,320億円
対8月要求増減額	▲3,181億円
平成21年度予算額	800,080億円
対前年度増減額	14,060億円

<財政投融资>

平成22年度要求額	4,893億円
平成22年度要求額(8月要求額)	5,415億円
対8月要求増減額	▲522億円
平成21年度計画額	5,368億円
対前年度増減額	▲475億円

(特別会計の内訳)

【労働保険特別会計】

平成22年度概算要求	49,049億円
------------	----------

平成22年度概算要求額(8月要求額)	48,580億円
--------------------	----------

対8月要求増減額	469億円
----------	-------

平成21年度予算額	34,438億円
-----------	----------

対前年度増減額	14,611億円
---------	----------

【年金特別会計】

平成22年度概算要求額	765,091億円
-------------	-----------

平成22年度概算要求額(8月要求額)	768,740億円
--------------------	-----------

対8月要求増減額	▲3,649億円
----------	----------

平成21年度予算額	763,591億円
-----------	-----------

対前年度増減額	1,500億円
---------	---------

※ 国立高度専門医療センター特別会計(平成21年度予算1,547億円)及び船員保険特別会計(平成21年度予算503億円)については、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)附則第67条の規定に基づき、国立高度専門医療センター特別会計は平成21年度の末日、船員保険特別会計は日本年金機構法(平成19年法律第109号)の施行の日の前日までの期間に限り設置することとされているため、平成22年度予算の概算要求は行わない。

※ 計数については、整理上、変動があり得る。

(主な新規要求事項)

1. 子ども手当の創設等 21, 279億円

- ・ 中学校修了までの子ども1人当たり月額1万3000円の子ども手当を支給する(10月/12月分を計上。22, 554億円)。

また、児童手当制度の廃止に伴い、同手当の国庫負担(2,066億円)を削減するとともに、事務費を一般会計で要求。

なお、児童育成事業に相当する事業についても、一般会計に振り替えた上で事項要求。

※ 事業主負担や地方公共団体の負担、児童育成事業など制度のあり方や経費の取り扱いについては、予算編成過程において検討する。

2. 年金記録問題への対応 1, 779億円

- ・ コンピュータ記録と紙台帳の全件照合など年金記録問題への対応を「国家プロジェクト」と位置づけ、平成22・23年度の2年間に集中的に実施する。

3. 雇用保険制度の見直し 2, 681億円

- ① 雇用保険の適用範囲の見直し 234億円
 - ・ 非正規労働者に雇用保険の適用範囲を拡大することに伴い増加する失業等給付に係る国庫負担。
- ② 国庫負担を法律の本則 25%に戻す。 2, 407億円
 - ・ 現在、給付費の13.75%とされている雇用保険の国庫負担について、本来の負担割合である25%に戻す。
- ③ 非自発的失業者の医療保険料の軽減 40億円
 - ・ 国民健康保険に加入する非自発的失業者の医療保険料(税)について、失業後の一定期間、在職中の医療保険料水準と同程度となるよう軽減する。

※ 以上のほか、以下の事項については、年末までの予算編成過程において検討(事項要求)

- ① 生活保護の母子加算の復活、児童扶養手当の父子家庭への支給
- ② 保育所待機児童等の解消
- ③ 診療報酬改定
- ④ 高齢者医療制度の保険料の上昇を抑制する措置等
- ⑤ 新型インフルエンザへの万全の対応
- ⑥ がん対策の拡充
- ⑦ 肝炎対策の拡充
- ⑧ 障害者自立支援法廃止に関して利用者負担を軽減
- ⑨ 緊急雇用対策
- ⑩ 協会けんぽ国庫負担割合の引上げ
- ⑪ 年金国庫負担の繰延べ等の返済